

## 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「学習用パソコン利用規程」に合わせて、家庭等学校外に持ち出して活用する場合の利用について、定めたものである。

## 2 校外での使用の場面

- (1) 家庭での学習で活用する場合
- (2) 長期にわたる臨時休業により、オンライン学習を実施する場合
- (3) 長期休業中における学習や、長期に学校を休む生徒の学習に活用する場合
- (4) 校外学習や、学校外で行われるWeb会議等で利用する場合
- (5) その他校長が必要と認めた場合

## 3 学習用パソコンの取り扱いについて

### (1) 持ち帰りの際の注意事項

- ア 指定されたパソコンであるか確認する。
- イ 故障や破損がないか確認する。
- ウ パソコン用のバッグまたは布等にくるんで持ち運ぶ。
- エ カバン等に入れる場合は、パソコンの上に物を乗せないように注意する。
- オ 移動途中で水にぬらしたり、盗難にあったり、紛失しないように注意する。
- カ 振動に弱いので、自転車などに乗せて運ぶときは特に慎重に扱う。
- キ 家庭についたらパソコンを開き、動作確認を行う。
- ク 指示された場合は電源コードを持ち帰り、常時利用できるように充電しておく。

### (2) 返却の際の注意事項

- ア 指定された期限までに必ず返却する。
- イ 持ち帰りの時と同様に細心の注意を払って持ってくる。
- ウ 勝手に保管場所に戻さず、必ず担任の確認を受ける。
- エ 破損がないか確認し、異常があった場合は、担任に速やかに申し出る。
- オ 利用した際に、不具合等があった場合は、返却時に速やかに申し出る。
- カ 保管庫に入れたら、電源コードを差しておく。

### (3) 利用の際の注意事項

- ア あらかじめ指定された場所でのみ利用する。
  - \*フリーWi-Fi を利用する目的で、ファストフード店やコンビニ前等で使わない。
- イ Wi-Fi の接続を確認する。
  - \*Homeless Wi-Fi (野良 Wi-Fi) やフリーWi-Fi は危険なので絶対に使わない。
- ウ 家庭での無線LANやWi-Fi等の通信設定は各家庭で行う。
- エ 家庭での通信にかかる費用、電気代は各家庭の負担になる。
- オ 学校で指示された利用以外の個人的な利用はしない。
- カ 法律、各種規程、情報モラルやマナーにのっとり正しく利用する。
- キ 破損、盗難、紛失がないように家庭内でも管理をしっかりと行う。
- ク 利用者は、割り当てられた生徒のみとし、家族や他人に貸したり、利用させたりしない。ただし、Wi-Fi 等の設定や、操作を指導するため本人立ち会いのもと、保護者など本人以外が操作することは、認められる。

#### 4 トラブル発生時の対応について

- (1) 盗難、紛失、故障、不具合等があった場合は、速やかに学校に連絡する。
- (2) 盗難による端末の紛失があった場合には、各家庭から警察への届け出を行い、学校に連絡を入れる。
- (3) 規程を守って適切に利用していて発生した、破損や故障等については、弁償を求めるとはならないが、不適切な取り扱いをしたために発生したトラブルについては、有償となる場合があるので十分に注意する。  
\*故意による破損の場合は、修理・設定費用等、保護者の負担を求める場合がある。
- (4) 外形上の破損等の場合は、故意・過失を問わず担任に「破損届」を提出する。ただし、動作不良等の不具合の場合は、口頭での報告で済ませることができる。
- (5) コンピュータ・ウイルスや不正アクセス等のネットワーク上のトラブルが発生した場合は、ただちに利用を中止し、その状況について速やかに担任に報告する。

#### 5 使用の制限

このガイドラインに違反したり、指示が守れない場合は、持ち帰りの利用を一定期間停止する場合がある。

このガイドラインは、令和3年6月21日から施行する。

##### <禁止事項の確認>

- 1 学校から示された目的以外の利用
- 2 信頼できるWi-Fi以外への接続 \*野良Wi-Fi、フリーWi-Fi利用の禁止
- 3 ID、パスワードの変更及び漏洩(ろうえい)
- 4 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- 5 個人のクレジットカード情報や個人情報の入力
- 6 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- 7 ハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- 8 許可されていないアプリケーションのインストール
- 9 SNSの利用
- 10 指示された以外の閲覧
- 11 アプリ内課金
- 12 その他市で定めた情報セキュリティに脅威(きょうい)を及ぼすと判断される事項

##### <関係法令及び規程等>

- 1 著作権法(昭和45年法律第48号)
- 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- 3 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- 4 富士見市立勝瀬中学校 個人情報保護規程(平成29年4月一部改正)
- 5 富士見市立勝瀬中学校 学習用パソコン利用規程(令和3年5月10日施行)
- 6 富士見市教育委員会端末持ち帰りガイドライン(令和3年6月1日施行)